

12月は悪質商法撲滅月間です



●昨年度、全国の消費生活センターなどへ悪質商法に関する相談が約94万件寄せられました。悪質商法の手口は日々巧妙化しており、限りがありません！



悪質商法の例

・「屋根を無料で点検してあげる」と言って訪問し、点検の結果「このままでは大変なことになる！」と言って消費者の不安をあおり、不要な工事を契約させる『点検商法』

・電話で「家の不用品を買い取る」と言い、実際訪問すると、消費者が売りたいくない貴金属などを強引に安い金額で買い取っていく『押し買い』

→ この他にも、様々な悪質商法があります。例のように自宅に業者が訪問してきたり電話がかかって来た事がある方の多いのではないのでしょうか？



●悪質商法の被害にあわない為には、その手口を知っておく事が重要な対策になります。福岡県では毎年12月を『悪質商法撲滅月間』と位置付け、様々な啓発活動を行っています。太宰府市においても、消費者啓発の強化のため『悪質商法撲滅月間キャンペーン』を実施します！

お知らせ

悪質商法撲滅月間キャンペーン

悪質商法撲滅！
街頭啓発活動

★ルミエール太宰府店前と明治屋ジャンボ市太宰府店前で街頭啓発活動を行います。
【日時】12月14日（金）午後3時から

消費者啓発パネル展

★身近な詐欺事件などの手口を紹介します。
【期間】12月3日（月）～14日（金）
【場所】市役所1階 市民ギャラリー



ぜひこの機会に身の回りの消費者問題について考えてみませんか？

太宰府市消費生活センター

- 開催日時●
毎週月～金曜日 午前9時30分～午後4時
(正午～午後1時は昼休み)
※予約不要
- 場 所● 市役所2階 消費生活相談室

多重債務問題に関する無料法律相談窓口

- 開催日時●
毎月第3木曜日 ※祝日の場合は第4木曜日
午後1時～午後4時（一人30分程度）※要予約
- 場 所● 市役所2階 201会議室
<問い合わせ・相談予約申し込み>
産業振興課 092-921-2121 (☎内線440)